

《個人年金保険に関してご注意いただきたいこと》

1. 四国銀行は、募集代理店として契約締結の媒介を行います。契約の相手方は、四国銀行ではなく、引受保険会社となります。保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
2. 個人年金保険は、預金ではなく生命保険商品であり、預金保険の対象ではありません。
3. 個人年金保険は、銀行による元本の保証がある商品ではありません。
一定条件で元本を保証する商品もありますが、中途解約の場合には元本は保証されません。
4. 保険商品のお申込の有無が当行とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。

5. 変額個人年金保険は次の点にご注意ください。

変額個人年金保険は、特別勘定（ファンド）で運用されます。特別勘定は、国内外の株式・債券で運用するため、「株価の下落」「金利上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」等が基準価格の下落の要因となり、将来お受取になる年金額・解約返戻金額・死亡給付金額等が変動します。したがって、運用実績によっては年金原資や解約返戻金額等が一時払保険料を下回り、お客さまが損失を被る場合があります。

※リスクの内容は商品によって異なりますので、詳しくは各商品のパンフレット、契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）、ご契約のしおり・定款・約款および特別勘定のしおり（変額個人年金保険のみ）等をご確認ください。

6. 個人年金保険には所定の手数料等の諸費用がかかる場合があります。ご契約者さまにご負担いただく諸費用のうち主なものは以下のとおりです。

保険契約関係費用 ご契約時の初期費用や、運用期間中、年金受取期間中の費用等契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。

資産運用関係費用 投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

解約控除 契約日から一定期間の解約の場合に積立金から控除される金額です（解約時のみ発生します）。

- ・外貨建商品の場合、以下の手数料が別途必要となります。

円貨で払い込む場合：為替手数料

外貨で払い込む場合：送金手数料等

外貨で受け取る場合：受入手数料等

※為替手数料は通貨によって異なります。

※送金手数料、受入手数料等は払込保険料により異なります。

※費用の合計額は上記を足し合わせた金額となります。

※ご負担いただく諸費用やその料率は、商品によって異なりますので、詳しくは各商品のパンフレット、契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）、ご契約のしおり・定款・約款および特別勘定のしおり（変額年金保険のみ）等をご確認ください。

7. 保険会社の財産の状況の変化等により、保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

TEL : 03 - 3283 - 2820

ホームページアドレス:<http://www.seihohogo.jp/>

8. 各商品に関する内容をご説明させていただく前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。
9. 保険業法の規制により、お客さまのお勤め先が当行と関係があることによって、当行では個人年金保険をお申込いただけない場合があります。